

うるま市

こどもの貧困対策推進計画



令和6年3月

うるま市

【基本理念】「貧困の世代間連鎖のない、

すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長

していけるまち・うるま市」をめざして



こどもの貧困は、経済的困窮を背景に教育や体験の機会が制限され、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまうという状況があります。我が国において、こどもの貧困は大きな社会問題となり、厳しい環境にあるこども達への支援が喫緊の課題となっております。

このような状況を背景に、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2019年に同法が改正され「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。

本市においては、2021年度に「第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画」で、こどもの貧困対策の推進として「貧困対策支援員の配置」や「こどもの居場所づくり支援」「就学援助」、「若年妊産婦の居場所支援」を掲げ、ひとり親家庭や経済的に困難な状況にある世帯への支援に取り組んでまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症や物価上昇に伴い、こどもを取り巻く社会情勢は子育て世帯の経済的負担の高まりにより一層深刻な状況となっております。こどもの貧困は、経済的困窮だけではなく、情報や学習、体験機会等の不足により、こどもの可能性を閉ざし、世代間の連鎖を招く深刻な課題となっております。

そのため、本市ではこどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「貧困の世代間連鎖のない、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるまち・うるま市」を基本理念とした「うるま市こども貧困対策推進計画」を策定いたしました。本計画は、こどもの貧困の解消に向け、「親のために」、「こどものために」という2つの視点をもとに、「誰でも、どこでも、安心して過ごせる居場所づくり」、「親が安定・安心して、暮らしを続けていける環境づくり」「こどもが未来に夢を持ち、何事にもチャレンジできる環境づくり」とそれらの取組を支える「重層的に支援するつながりのある体制づくり」を目指して、こどものライフステージに応じた施策展開を図ります。

本計画の推進にあたりましては、基本理念の実現のために、引き続き皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りましたうるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員の皆様をはじめ、こどもの貧困対策について貴重なご意見やご協力をいただきました多くの市民、関係機関・団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

うるま市長 中村 正人

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 こどもの権利について	3
3 計画の位置づけ	6
4 本計画の対象	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	7
第2章 こどもの貧困をめぐる状況	9
1 国・県の状況	9
2 統計からみる本市のこどもの状況	10
3 こどもの貧困対策に関連する本市の事業	16
4 アンケート調査結果から見るこどもの貧困の状況	19
第3章 計画の基本的な方向	35
第4章 具体的な施策	49
基本目標1 誰でも、どこでも、安心して過ごせる居場所づくり	49
基本目標2 親が安定・安心して、暮らしを続けていける環境づくり	51
基本目標3 こどもが未来に夢を持ち、何ごとにもチャレンジできる 環境づくり	63
基本目標4 重層的に支援するつながりのある体制づくり	72
第5章 計画の進行管理	74
1 計画の進行管理と点検・評価	74
2 各施策の関連するライフステージ	75
資料編	83
1 フォーカス・グループ・インタビュー(FGI)の概要	83
2 用語解説	89
3 うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会設置規程	92
4 うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会規則	94
5 うるま市子どもの貧困対策推進計画策定委員会委員名簿	95
6 うるま市こどもの貧困対策推進計画策定過程	96

第1章 計画策定の概要

1 策定の背景と趣旨

近年のわが国においては、景気の低迷や非正規雇用者の増加などによる生活困窮が大きな社会問題となっています。生活保護の受給者も増え続けている中で、法制度の狭間で支援を受けられない生活困窮世帯も見受けられるようになりました。

国では、こういった方々の支援のため、「生活困窮者自立支援法」を施行し、地域により身近な市町村でのサポート体制を整え始めました。

生活困窮世帯の自立支援とともに、「こどもの貧困」がクローズアップされてきました。こどもの貧困は、非正規雇用やリストラなど、親の雇用状況や親の心身の健康状態など、その生まれ育った環境によって左右されることも少なくありません。

また、貧困は経済的な困窮に留まらず、医療や教育などのあらゆる機会が奪われた状態であり、自力でその状態から抜け出すことは、非常に困難です。こどもが成長して大人になってもその状態から抜け出すことができず、数世代にわたって「貧困の連鎖」が起きるケースも少なくありません。

このように、「こどもの貧困」は、そのこども自身の力では解決を図ることが困難なケースがほとんどであることから、こどもや家庭への支援が必要となっています。

このような現状を受け、国では、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべてのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことが出来る社会の構築を目指す必要があるとの基本的な考え方の下、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行及び「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、未来あるこどものために、こどもの貧困対策に取り組んでいるところです。

沖縄県においては、令和3年度に「第2期沖縄県子どもの貧困対策計画」が策定されました。計画の策定に先立ち実施された「沖縄子ども調査」によると、沖縄県内の子育て世帯の困窮世帯割合は23.2%であり、こどもの4人に1人が生活困窮世帯に相当し、35人学級では1クラスに8人以上存在するという実態が報告されました。

また、一人当たりの県民所得が全国最下位であることや母子世帯の出現率が全国一位となっていることなど、沖縄県のこども達を取り巻く現状は非常に深刻であると言えます。

こうした現状を受け、各市町村では「学習支援」、「こども食堂」などの居場所事業を中心に、こどもの貧困に関する様々な行政の施策やNPO等の活動が行われてきましたが、依然として経済的な格差は広がりを見せています。

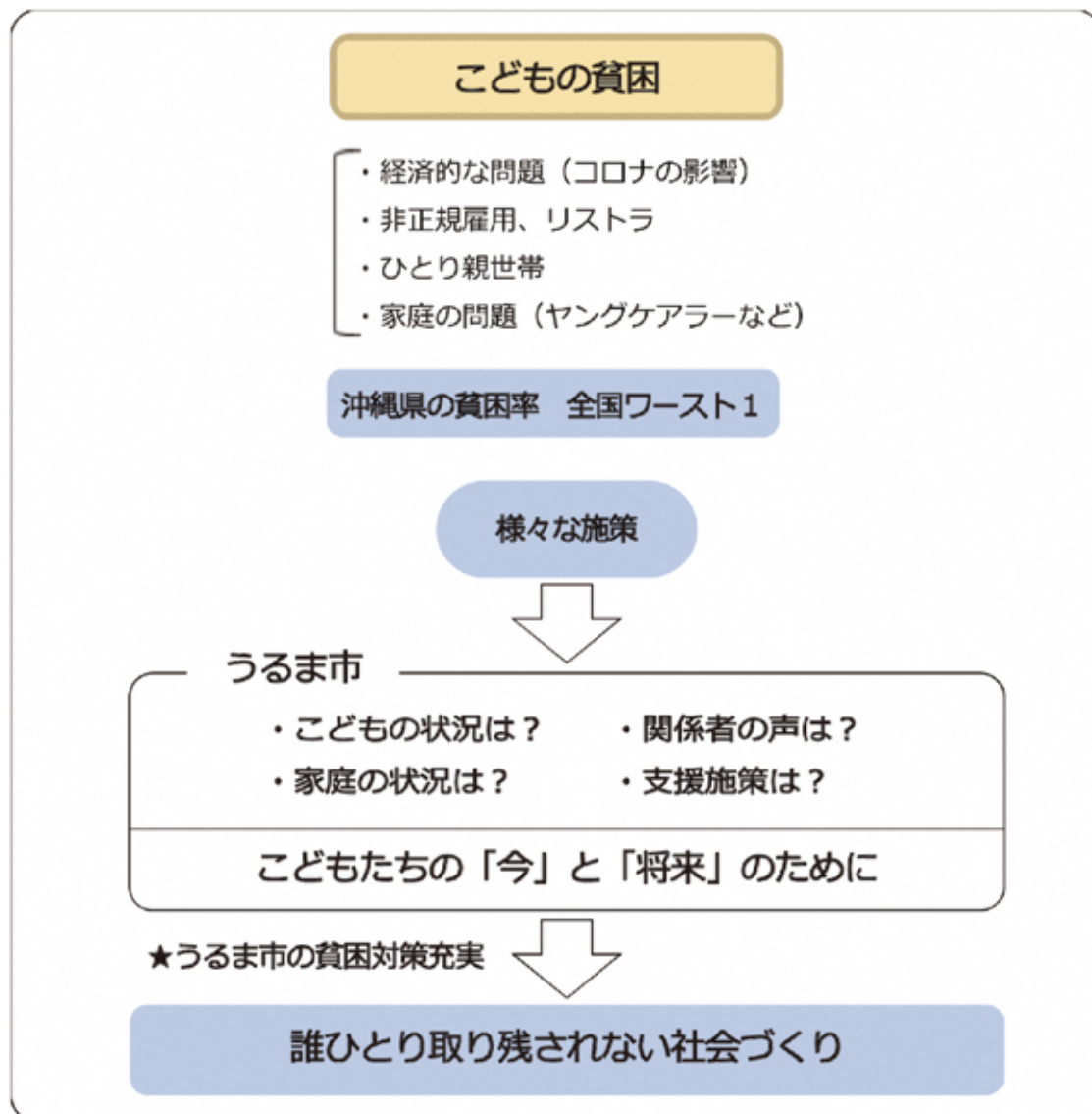
うるま市では、令和3年度策定の「第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画」で、こどもの貧困対策の推進として「貧困対策支援員の配置」や「こどもの居場所づくり支援」、「就学援助」、「若年妊産婦の居場所支援」を掲げ、こども未来部だけ

ではなく学校生活応援課、学務課、保護課も関係課となり、うるま市社会福祉協議会も一体となって事業を展開してきました。さらに、ひとり親世帯への支援では、経済的支援、就業支援、子育て・生活支援、学童クラブの利用料軽減などに取り組んでいます。

しかし、それぞれの関係課での取組は進んでいますが、こどもの貧困対策に係るネットワークは希薄な状況であり、各課が連携し、効果的・効率的な展開ができていないことが課題となっています。

このような背景を踏まえ、次世代を担う全てのこどもたちが、誰一人取り残されることなくあらゆる権利を保障され、平等に医療や教育などの機会を得ることができる社会を実現するため、こどもと親に限らず、こどもに関わるすべての人が連携していくための方向性や方策を示した「うるま市こどもの貧困対策推進計画」（以下、本計画）を策定しました。

こどもの貧困対策計画策定のイメージ



2 こどもの権利について

①「子どもの権利条約」

■子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは、1989年11月20日、国連総会において採択された、子どもの人権（世界中のすべてのこどもたちがもつ権利）を定めた条約です。この条約の締約国・地域数は196あり、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。子どもの権利条約では、18歳未満のこどもについて、守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めることが定められています。また、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利についても定めています。すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援を受けることが保証されています。

■「子どもの権利条約」の4つの原則

子どもの権利条約には、「①生命、生存及び発達に対する権利」、「②子どもの最善の利益」、「③子どもの意見の尊重」、「④差別の禁止」4つの原則があります。

「①生命、生存及び発達に対する権利」では、すべてのこどもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう医療、教育、生活への支援などを受けることが保証されています。「②子どもの最善の利益」では、こどもにとって最も良いことは何か、こどもの状況や背景、ニーズを第一に考えます。「③子どもの意見の尊重」では、こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。「④差別の禁止」では、すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など様々な理由で差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。

本計画は、子どもの権利条約を踏まえ、一人ひとりのこどもが安定した生活を得て、心豊かに成長していけるよう、こどもの貧困対策を推進するものです。

②SDGs との関係

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範に総合的に取り組むこととしています。



■本計画とSDGsの関連

本計画を推進することで、SDGs(持続可能な開発目標)の「1.貧困をなくそう」、「3.すべての人に健康と福祉を」、「4.質の高い教育をみんなに」、「8.働きがいも経済成長も」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「16.平和と公正をすべての人に」の6つのゴール(目標)につながるものと考えています。



③こども計画、子ども・子育て支援事業計画との関係

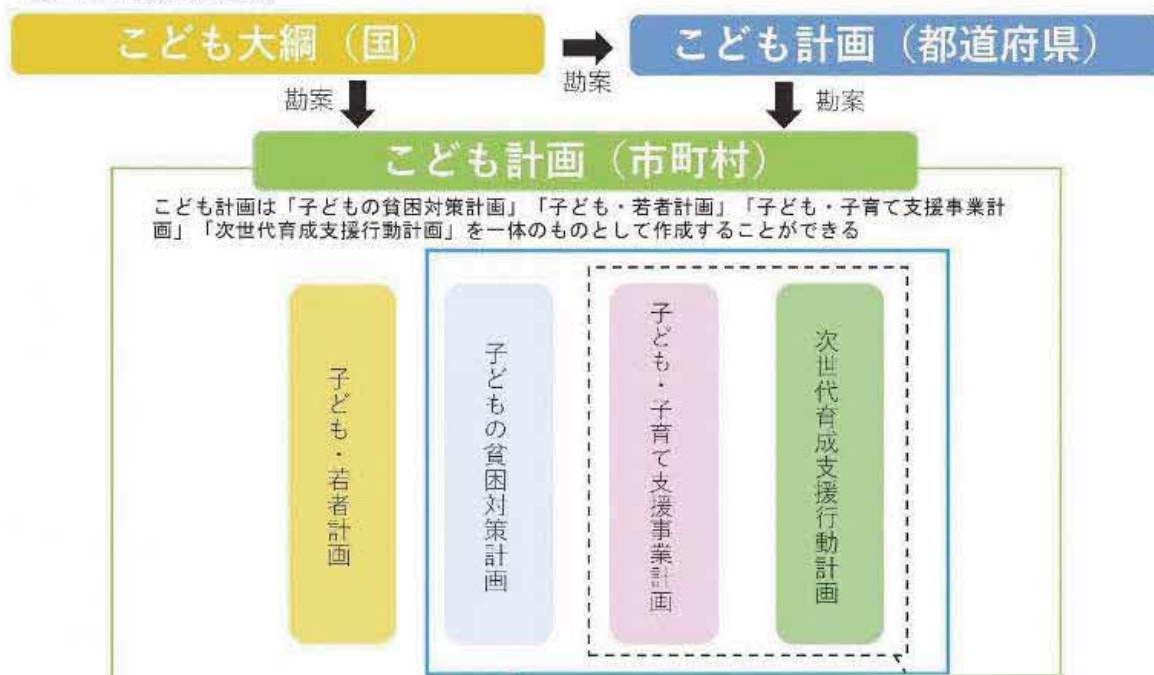
国では、こども基本法(令和5年4月施行)に基づき、こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」を策定し、令和5年12月に閣議決定しました。この中では「こども計画」の策定が示されており、市町村計画での具体的な策定指針等はまだ示されていませんが、こどもの権利を踏まえた「こどもの声の把握」の必要性が示されています。

本市では、「こどもの貧困対策推進計画」を令和5年度に策定、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」は、令和6年度に策定予定です。そして、各計画の見直し時期を合わせて策定し、最終的には「こども計画」として、各計画の一体化を目指します。

こども基本法の制定について

【目的】

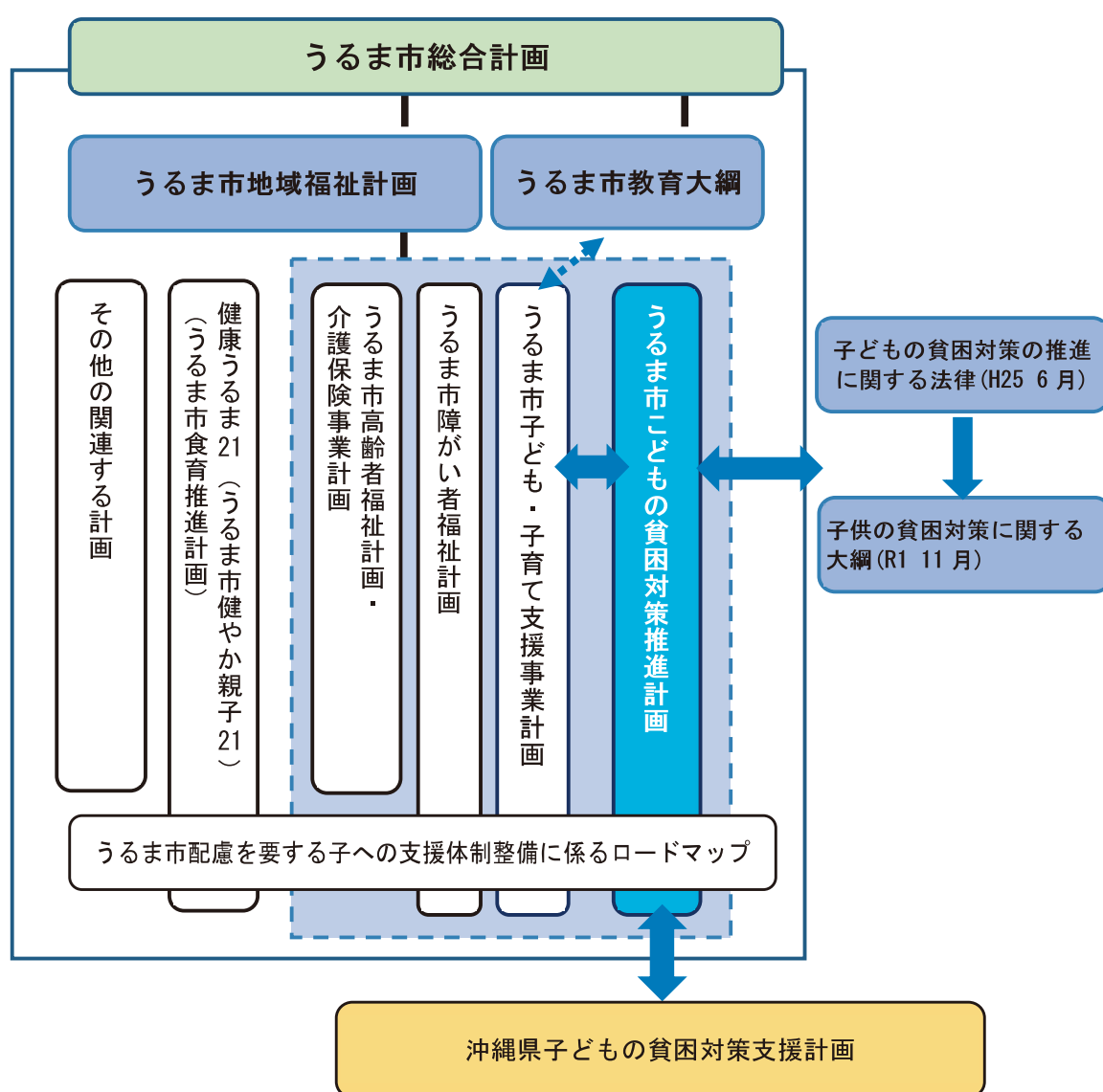
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月1日に施行された。



3. 計画の位置づけ

本計画は、本市の総合計画を最上位計画及び「うるま市地域福祉計画」、「うるま市教育大綱」を上位計画としているほか、関連計画である「うるま市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図っています。

また、「うるま市障がい者福祉計画」、「うるま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康うるま21」といった保健福祉分野の計画のほか、本市の関連計画と調和を保ち、連携してこどもの貧困対策を推進する計画と位置づけます。



4. 本計画の対象

本計画は、うるま市に住むすべての乳幼児を含むこどもと若者及びその保護者、そしてこどもを取り巻く地域を対象とします。

なお、「子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）」においては、分野横断的な基本方針として、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。」とされています。こどもの社会的自立は次世代のこどもたちの育ちにも影響することから、若者の自立に向けた支援も視野に入れて貧困の連鎖の防止を図ります。

5. 計画の期間

本計画は令和6年度から令和9年度までの4年計画です。

第3期子ども・子育て支援事業計画の中間見直し及びこども計画の策定に合わせて、計画の統合を視野に必要な応じて見直しを検討します。

6. 計画の策定体制

（1）うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会

うるま市こどもの貧困対策推進計画の策定について協議するとともに、その推進を図るための審議の場として「うるま市こどもの貧困対策推進計画策定委員会」を設置し、計画について審議しました。

（2）うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会（庁内委員会）

うるま市内の貧困の状況にあるこども等に対し、関係部署が主体的な観点から貧困の状況を把握し、課題について解決策を協議することを目的としています。こどものライフステージごとにニーズに即した施策を行うに当たり、相互に連携して切れ目のない総合的な対策の推進を図るため、「うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会」を設置し、委員会の中で協議を行いました。

（３）部会の設置

うるま市こどもの貧困対策推進計画委員会において、「教育支援部会」、「就労支援部会」、「生活経済支援部会」、「ひとり親支援部会」の４つの部会を設置し、各分野について協議しました。

（４）各種調査の実施

計画の策定にあたってこどもの生活状況を調査し課題を抽出するため、令和４年度にアンケート調査を実施しました。

	対象者数	有効回収数	有効回収率
１歳児	1,000 人	413 件	41.3%
５歳児	1,000 人	444 件	44.4%
小学１年生	1,457 人	1,060 件	72.8%
小学５年生	1,436 人	836 件	58.2%
中学２年生	1,337 人	758 件	56.7%
16、17 歳	1,404 人	342 件	24.4%
合計	7,634 人	3,853 件	50.5%

（５）こどもに係わる関係者への意見聴取

うるま市内のこどもの貧困の実態把握を行うため、アンケート調査から把握された課題を踏まえフォーカス・グループ・インタビュー(FGI)を実施しました。

（６）パブリック・コメントの実施

令和５年度中に計画案を公表し、市民から広く意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。